

高知県C L T普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県C L T普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、C L Tを活用した木造建築の推進を図り、林業・木材産業の成長産業化及び木材需要の拡大を通じて地方創生を実現するため、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助事業等申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第5号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間。以下この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 県税の滞納がないこと。

- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は補助事業者が前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 実施事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額

(工期の延期)

第8条 補助事業者は、第6条第1項第2号に規定する報告については、別記第3号様式による完了予定年月日の延期届出書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第8号様式による繰越し承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年度2月補正事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成27年度2月補正事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第2条、第3条、第13条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT建築普及支援	(1)講演会等開催 (2)出前講座 (3)普及啓発用冊子作成 (4)その他必要な事項	CLT建築普及支援の実施に要する経費	CLT建築推進協議会	定額（10分の10以内）
2 CLT技術取得支援	(1)技術研修会 (2)海外技術者等の講演 (3)その他必要な事項	CLT技術研修会及び、新技術についての情報提供や普及段階での課題解決のための技術交流の実施に要する経費		
3 CLT建築推進支援	(1)検討会 (2)CLT建築物の設計に対するアドバイスや関連資料の作成等 (3)その他必要な事項	検討会及びCLT等の活用の加速化を図るために要する経費		
4 協議会活動推進支援	(1)協議会開催 (2)活動経費	事業区分1から3までの活動に要する経費		

(注) 補助対象経費は、給料、共済費（社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当を含まない。）賃金、謝金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	事業量	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			事業期間		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
総 計												

(注) 1 「工種又は区分」欄は、別表に定める工種又は区分ごとに記入することとし、工種又は区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄、「経費内訳」欄、「事業期間」欄を記入してください。

2 「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

別紙

事業区分			工種又は区分		
施設等区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(注) 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	事業量	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			事業期間		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
総 計												

- (注) 1 「工種又は区分」欄は、別表に定める工種又は区分ごとに記入することとし、工種又は区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄、「経費内訳」欄、「事業期間」欄を記入してください。
- 2 「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
- 3 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算
(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

別紙

事業区分			工種又は区分		
施設等区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業完了予定年月日の延期届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、下記のとおり事業完了予定年月日を延期したいので、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 延期の理由

2 変更前事業完了予定年月日

令和 年 月 日

3 変更後事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 工程表

5 その他（添付資料）

- （注）
- 1 延期の理由は、延期の対象となる事業箇所ごとに記入してください。
 - 2 工程表については、当初と変更後とが分かるように記入してください。
 - 3 添付資料は、延期の必要性を確認することができる資料、写真等を添えてください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	計 画		月 日現在出来高		進捗率 B/A %
	事業費	県補助金（A）	事業費	県補助金（B）	
計					

- (注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。
2 パーセントは整数止めとし、端数を切り上げてください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金について、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

単位：円

事業区分	事業費	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	今回請求額	月日 までの予定 出来高	補助金残額	備考
					%		
計							

(振込先)
銀行名：
種別：
口座番号：
口座名義人：

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績

(1) 総括

単位：円

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(2) 事業実績

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	事業量	事業費 (A+B+C)	経費内訳			事業期間		備考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完了 年月日	
総計												

(注) 1 「工種又は区分」欄は、別表に定める工種又は区分ごとに記入することとし、工種又は区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄、「経費内訳」欄、「事業期間」欄を記入してください。

2 「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
			%			
計						

4 添付資料

積算根拠となる資料

別紙

事業区分			工種又は区分		
施設等区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

令和 年度高知県CLT普及促進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙8-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく申請します。

記

- | | | |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 令和 年度 事業変更計画書 | 別紙8-2のとおり |
| 4 | 令和 年度 事業支出決算見込み書 | 別紙8-3のとおり |
| 5 | 変更比較工程表 | 別紙8-4のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

別紙 8 - 1 繰越理由書

事業区分	事業概要	当初計画	事由

- (注)
- 1 「事業概要」欄は、「工種又は区分」及び「事業量」を記入してください。
 - 2 「当初計画」欄は、着手予定日及びしゅん工予定日を記入するものとし、設計積算、工事、地元調整など別に記入してください。
 - 3 「事由」欄は、次に該当する事由を記入するとともに、具体的な内容を記入してください。
 - ア 計画に関する諸条件
 - イ 設計に関する諸条件
 - ウ 気象の関係
 - エ 用地の関係
 - オ 補償処理の困難
 - カ 資材の入手難
 - キ 試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
 - ク アからキまでに掲げるもの以外のもの

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(2) 事業費

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	事業量	事業費 (A+B+C)	経費内訳			事業期間		備考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
総計												

(注) 1 「工種又は区分」欄は、別表に定める工種又は区分ごとに記入することとし、工種又は区分ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄、「経費内訳」欄、「事業期間」欄を記入してください。

2 「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収入

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

別紙

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分			工種又は区分		
施設等区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

